

# 令和 8 年度 デジタル分野の訓練に係る特記事項

## 1 訓練コースの目的

ソフトウェア開発やWEBプログラミング、ネットワーク構築、システム運用管理、ネットワークセキュリティ対策、WEBデザイン等（以下「デジタル分野」という。）に係る資格取得を目指す訓練のうち、経済産業省と独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が策定する「DX推進スキル標準」に対応した訓練やデジタル分野の資格取得率及び就職率が一定以上の割合の訓練については、委託訓練実施要領（以下「実施要領」という。）第1章で定める委託費の他、デジタル訓練促進費を支給することによって、デジタル分野の訓練コースの設定を促進し、デジタル分野における人材の質的・量的な確保を図ることを目的とする。

## 2 訓練内容等について

### （1） DX推進スキル標準対応コース

知識等習得コース又はeラーニングコースとして、令和9年3月31日までに開講するものであって、「DX推進スキル標準」において整理された共通スキルリストのカテゴリーである「ビジネス変革」、「データ活用」、「テクノロジー」、「セキュリティ」のうち、複数のカテゴリーの学習項目が科目に盛り込まれたカリキュラムとなっているコースとする（1つのカテゴリーのみ盛り込まれている場合は該当しない）。

### （2） デジタル資格コース

知識等習得コース又はeラーニングコースとして、令和9年3月31日までに開講するものであって、次のいずれか又は双方の資格の取得を目指す訓練コースとする。

#### ① IT関係の資格

ITスキル標準（ITS-S）で定めるレベル1以上の資格（NPO法人スキル標準ユーザー協会が作成する「ITS-Sのキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」に掲載されているものとする。）の取得を目指す訓練コースとし、受講生募集案内等に明記するものとする。なお、複数の資格の取得を目指す訓練コースも設定可能とする。

#### ② WEBデザイン関係の資格

実施要領別添7に該当する資格の取得を目指す訓練コースとし受講生募集案内等に明記するものとする。なお、複数の資格を目指す訓練コースも設定可能とする。

## 3 デジタル訓練促進費の支給に関する事項

2の要件に該当する訓練コースの委託費は、知識等習得コースとして実施する場合には、実施要領第1章第10（1）イに定める委託費もしくは実施要領第12（3）で定める委託費にデジタル訓練促進費を加えて算出し、eラーニングコースとして実施する場合には、実施要領第12章第4で定める委託費にデジタル訓練促進費を加えて算出する。

なお、2（1）および（2）の要件を併用したコースの設定も可能であるが、双方の

要件によるデジタル訓練促進費の併給はできないものとし、これらを併用したコースの場合は、2（2）の要件によるデジタル訓練促進費が支給されない場合に限り、2（1）の要件によるデジタル訓練促進費を支給する。

（1）DX推進スキル標準対応コースに係るデジタル訓練促進費の算定

DX推進スキル標準対応コースを実施する場合のデジタル訓練促進費の単価は、受講生1人1月当たり5,000円（外税）とする。

また、1月当たりの訓練設定時間が54時間未満のもの（祝日、お盆及び年末年始の休校日が該当することにより54時間未満となる場合を除く。）にあっては、上記の価格を訓練設定時間の割合で按分する。その他、支払いについては実施要領第1章第11「委託費の支払い」を準用することによって得た額とする。

委託先機関は、「スキル項目・学習項目チェックシート」（別紙2）を提出するし、学習項目に対応する訓練カリキュラムの該当箇所がわかるように明確にすること。

（2）デジタル資格コースに係るデジタル訓練促進費の算定

デジタル資格コースを実施する場合のデジタル訓練促進費の単価は、受講生1人1月当たり10,000円（外税）とする。

2（2）の①に定める資格取得を目指す訓練コースを実施する場合の単価は、受講生1人1月あたり20,000円（外税）とする。

また、1月当たりの訓練設定時間が54時間未満のもの（祝日、お盆及び年末年始の休校日が該当することにより54時間未満となる場合を除く。）にあっては、上記の金額を訓練設定時間の割合で按分する。その他、支払いについては実施要領第1章第11「委託費の支払い」を準用することによって得た額とする。

デジタル訓練促進費は、下記ア及びイに定める要件を満たす訓練コースを対象とする。

ア 資格取得率

2（2）の①に定める資格取得を目指す訓練コースは、対象となる資格取得率が35%以上の訓練コース、②に定める資格取得を目指す訓練コースは、対象となる資格取得率が50%以上の訓練コースとする。

資格取得率の算定方法は、以下のとおりとする。

＜資格取得率＞

$$\frac{\text{新規資格取得者}}{\text{訓練修了者} + \text{就職のために中退した新規資格取得者}} \times 100$$

「新規資格取得者」とは、訓練修了者又は就職のために中退した者であって、訓練コースの目標に設定された資格について、訓練開始日以降で、かつ、訓練修了日の翌日から起算して3か月以内（就職のために中退した者については中退日まで）に取得した者とする。ただし、訓練受講者が複数の資格を取得しても、新規資格取得者とし

ては1人として数える。また、就職のために中退した新規資格取得者は、対象就職者であることを要しないが、雇用期間が1か月未満の雇用契約による就職者は除く。

なお、訓練コースの目標に設定された資格の全てを既に取得している者が、当該訓練コースを受講した場合は、資格取得率の算定から除外することとする。

#### イ デジタル訓練促進費就職率

実施要領第1章第12(5)ハに定める就職支援経費就職率の算定方法と同様の方法により算出する「デジタル訓練促進費就職率」が70%以上の訓練コースとする。

#### ウ 資格取得率の確認方法

委託先機関は、訓練終了後、「資格取得状況報告書」(IT関係の資格は実施要領別紙24-1、WEBデザイン関係の資格は24-2、又は準じた任意様式)を提出すること。提出に当たっては、訓練修了者から資格取得を証明する書類の写しを入手し添付すること。高等技術校への報告は、訓練終了日の翌日から起算して100日以内を報告期限とする。

#### エ デジタル訓練促進費の支払額

デジタル訓練促進費は、以下によって計算される額を支給する。

<デジタル訓練促進費の支払額>

受講者数×デジタル訓練促進費×対象月数

「対象月数」については、訓練の全期間とする。ただし、対象月のうち、「支払対象月」に該当しない月がある者については、当該月を対象月数から除くこととする。

また、早期終了日がある場合は、委託費の額は、実施要領第1章第11(4)を準用することによって得た額とする。

#### (3) デジタル訓練促進費の支給時期

資格取得率が、2(2)の①については35%以上又は2(2)の②については50%以上となっているか及びデジタル訓練促進費就職率が70%以上となっていることが確認できたときは、デジタル訓練促進費を支払うものとする。

訓練期間が3か月を超える場合、実施要領第1章第11(3)により3か月毎に訓練実施経費を支払うことはできるが、デジタル訓練促進費は訓練終了後、支給要件を確認後に支払うものとする。